

**改正**

平成12年7月18日条例第58号

平成12年12月22日条例第83号

平成13年7月10日条例第42号

平成23年3月22日条例第9号

平成24年3月21日条例第11号

山形県環境衛生適正化審議会条例をここに公布する。

山形県生活衛生適正化審議会条例

(設置)

**第1条** 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)第58条第1項に規定する合議制の機関として、山形県生活衛生適正化審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

**第2条** 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(1) 利用者又は消費者の意見を代表する者

(2) 生活衛生関係営業者の意見を代表する者

(3) 学識経験のある者

3 委員のうち、前項第1号及び第2号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、同数でなければならない。

(任期)

**第3条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

(会長)

**第4条** 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、前項の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第6条** 審議会の庶務は、環境エネルギー部において処理する。

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

**附 則**

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則** (平成12年7月18日条例第58号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成13年1月6日から施行する。

**附 則** (平成12年12月22日条例第83号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

**附 則** (平成13年7月10日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成23年3月22日条例第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則** (平成24年3月21日条例第11号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。